

令和7年度ツキノワグマ被害防止連絡会議

時間：令和7年10月3日（金）午前11時15分～

場所：第3応接室（本庁舎3階）、オンライン

出席：知事、農林水産部、危機管理部、警察本部、
生活環境部、輝く鳥取創造本部、総合事務所、
市町村、JA、鳥取県猟友会

次第

- 1 知事あいさつ
- 2 近年のツキノワグマの出没状況
- 3 緊急銃猟の概要
- 4 県民等への注意喚起

1

近年のツキノワグマの出没状況（県）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7(9月末時点)
クマ出没件数	260件	234件	156件	104件	164件	272件	57件
人身事故件数	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件

○R1年以降では、R6年度が最多出没。特に10～11月の出没が多かった。

○今年の出没件数は例年より少ない。

（9月末時点57件、9月末時点過去5年間平均112件）

R1年度以降、人身事故は4件発生。R3年から発生していない。

【近年の人身事故の概要】

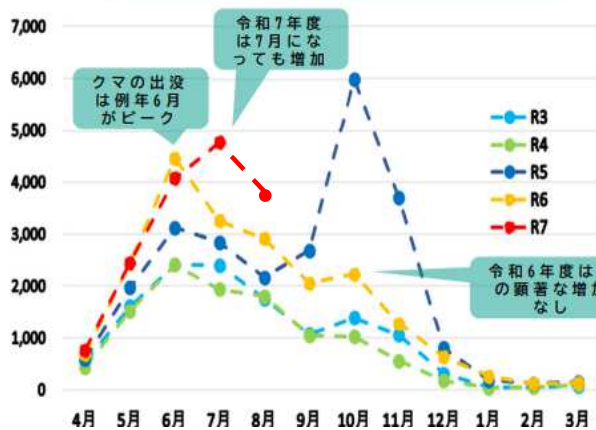
年度	月	時刻	場所	被害状況	傷害の状況
R1	6月	不明	鳥取市国府町	有害捕獲のくくりわなを見回り中、罠にかかったシカを捕食していたクマに襲われ頭部を負傷	加療日数不詳の軽傷
	11月	14:10頃	八頭町用品	町職員と警察官が煙火による追い払い作業中、隠れていたクマが林から飛び出し、警察官2人が頭部・肩・足等を負傷	10日～4週間程度の軽傷
R2	9月	10:00頃	若桜町湊見	水田奥の水路を清掃中にクマと遭遇し、左の腿を噛まれ負傷	加療日数不詳の軽傷
	12月	10:00頃	鳥取市国府町	自宅玄関先でクマに襲われ、顔と腕を負傷 （事故前に複数回、集落内の柿の木等でクマが目撃されていた）	1か月程度の重傷
R3～				人身事故発生なし	

近年のツキノワグマの出没状況（国内）

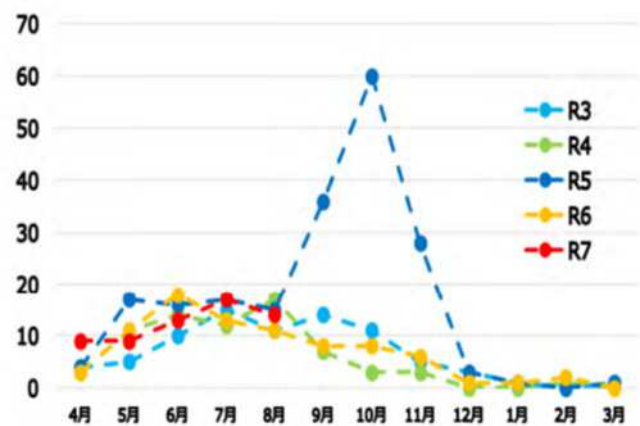
- R 5 年度は東北でのブナ科堅果類凶作の影響により秋の出没件数が増加した可能性
- 西日本では、R 6 年度が最多出没、R 7 年度の4～8月は例年と同様の傾向
- R 7 年度は東北と北陸で出没が多く、4～8月の出没件数は過去5年間で最多
- 今年度のツキノワグマによる人身被害は東日本を中心に62件発生、死亡者5名

	R2	R3	R4	R5	R6	R7(8月末時点)
ツキノワグマ出没件数 (8月末時点)	20,887件	12,743件 (8,729件)	11,135件 (8,124件)	24,348件 (10,705件)	20,513件 (13,778件)	16,016件
人身事故件数 (8月末時点)	158件	88件 (40件)	71件 (55件)	198件 (66件)	82件 (53件)	62件

直近5年の出没件数（月別）



直近5年の人身被害件数（月別）



令和7年度第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議(R7.9.11)資料を一部改変 ³

緊急銃猟（R7.9.1～）の概要

人の日常生活圏（農地や河川敷、建物内等）に危険鳥獣（クマ、イノシシ）が出没した場合、安全確保等の措置を十分に講じたうえで、**市町村長の判断により銃を使用した捕獲が出来る。**

緊急銃猟の4つの条件

観点	条件
場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は乗り物（電車、自動車等）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

制度創設による主な変更点

	令和7年9月1日以降	令和7年8月31日まで
人の日常生活圏での銃の使用	鳥獣保護管理法で定める4条件を全て満たす場合に、市町村長の判断・指示で可能。(夜間も可能)	不可(麻醉銃のみ知事の許可があれば日中のみ可能)
市町村による通行禁止・制限の実施、地域住民等の避難	安全に緊急銃猟を行うために、通行制限、避難指示が可能。	不可
緊急銃猟の実施のための土地の立ち入り	必要な場合には、私有地への立ち入りが可能。矢先に存在する障害物の除去も可能。	不可
緊急銃猟実施後の損失補償	実施者である市町村長が損失を補償する。	—
都道府県への応援要請	県に対し人員の応援を求めることが可能。	—

5

緊急銃猟の判断が行われた事例

令和7年9月20日(土) 山形県鶴岡市

<経緯>

- (1) 午前中、JR鶴岡駅近くでクマの目撃情報5件
- (2) 正午ごろに、クマが駅前の民家敷地内で寝ていたところを確認
- (3) 現場で市職員、警察官、猟友会で協議⇒
【方針】警察官の判断による発砲(警察官職務執行法による指示)
- (4) クマが寝ていたため、警職法の適用について県警本部から許可が出ず、市長が緊急銃猟を判断(クマ発見から約1時間後)
- (5) 市長の判断を現場に伝えている間にクマが動き出し、警察官らに近づいてきたため、現場の警察官が緊急性があると判断し、発砲を指示
→猟友会が発砲し殺処分(警職法の適用)

■鶴岡市がまとめた主な課題

- ・警職法と緊急銃猟の適応場面が異なるため、警察との一層の連携が必要
- ・多くの備品や人員が必要

6

関係者との役割分担と確認状況

＜市町村＞

- ・緊急銃猟の実施体制の構築
→マニュアルの作成、緊急銃猟実施者の確保、必要資材・備品の準備など

＜県警＞

- ・緊急銃猟制度の各警察署への周知
- ・特に急を要する場合は警職法に基づく発砲の指示
- ・交通規制や住民の避難誘導への協力

＜県猟友会＞

- ・緊急銃猟制度の会員への周知
- ・県版クマ人材データバンクへの登録の推進

日付け	実施状況
R7.6.10	第1回市町村との意見交換会
R7.7.24、25、29	自治体向け説明会（環境省）
R7.8.8	第2回市町村との意見交換会
R7.8.26	県猟友会との意見交換会
R7.8.28	県警本部との意見交換会

県の主な対応

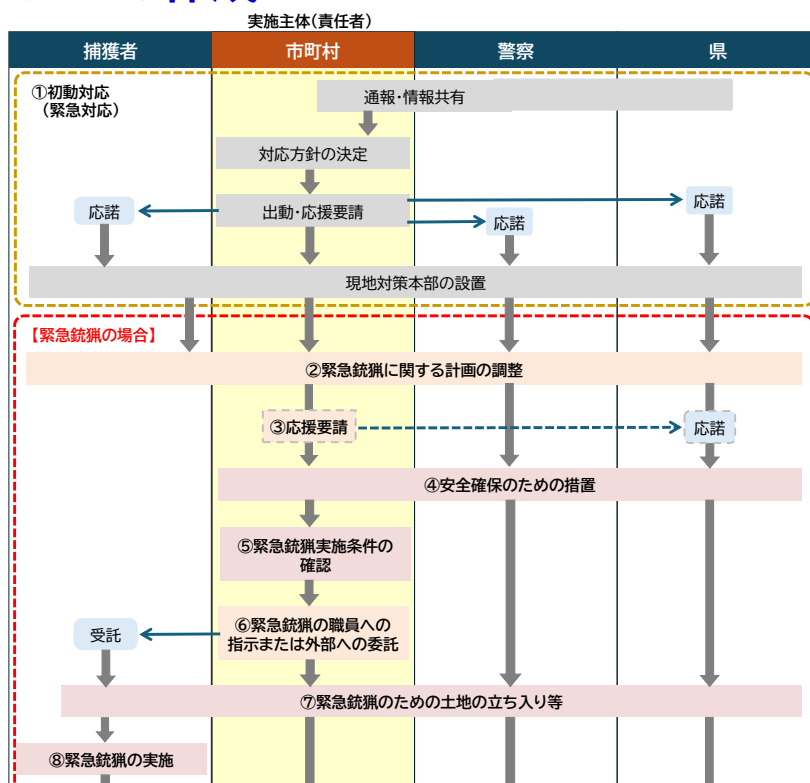
1 県クマ等出没対応マニュアルの作成

県でマニュアルを作成し市町村へ提供（R 7年12月）

→市町村でのマニュアル作成や
現地訓練、事案発生時の関係者の
行動指針として活用

＜マニュアルの主な内容＞

- ・出没時の対応決定フロー
- ・緊急連絡体制
- ・緊急銃猟に備えた事前準備
（対応体制の確保、訓練の実施、備品の確保、保険の加入）
- ・緊急銃猟の流れ
（交通規制、住民避難、ハンターへの指示等）
- ・緊急銃猟の各工程の詳細説明



クマ等出没対応マニュアル（案）

2 人材確保の取組

(1) 県版クマ人材データベースの構築

- ・ 緊急銃猟に協力してもらえる各地域のハンターをリスト化
ハンター確保が困難な場合に協力できる体制を整備
※3町10人の登録（R7.10.3時点）

(2) 緊急銃猟を実施するハンターの育成

- ・ 緊急銃猟に係る技能向上、安全管理及び関係者とのコミュニケーションなど、必要なスキルを習得するための講習会を開催（R8年2月）

⇒引き続き人材の掘り起こしを行っていく。

<今後のスケジュール>

10月3日～

マニュアル案への意見照会（市町村、県警、猟友会）
→意見を踏まえマニュアル案を修正

11月11日 実地訓練（智頭町）

緊急銃猟実施の際の条件、手順、役割、準備物等について、
実際のクマの出没を想定し一連の流れを確認。
→実地訓練の課題を踏まえマニュアル案を修正

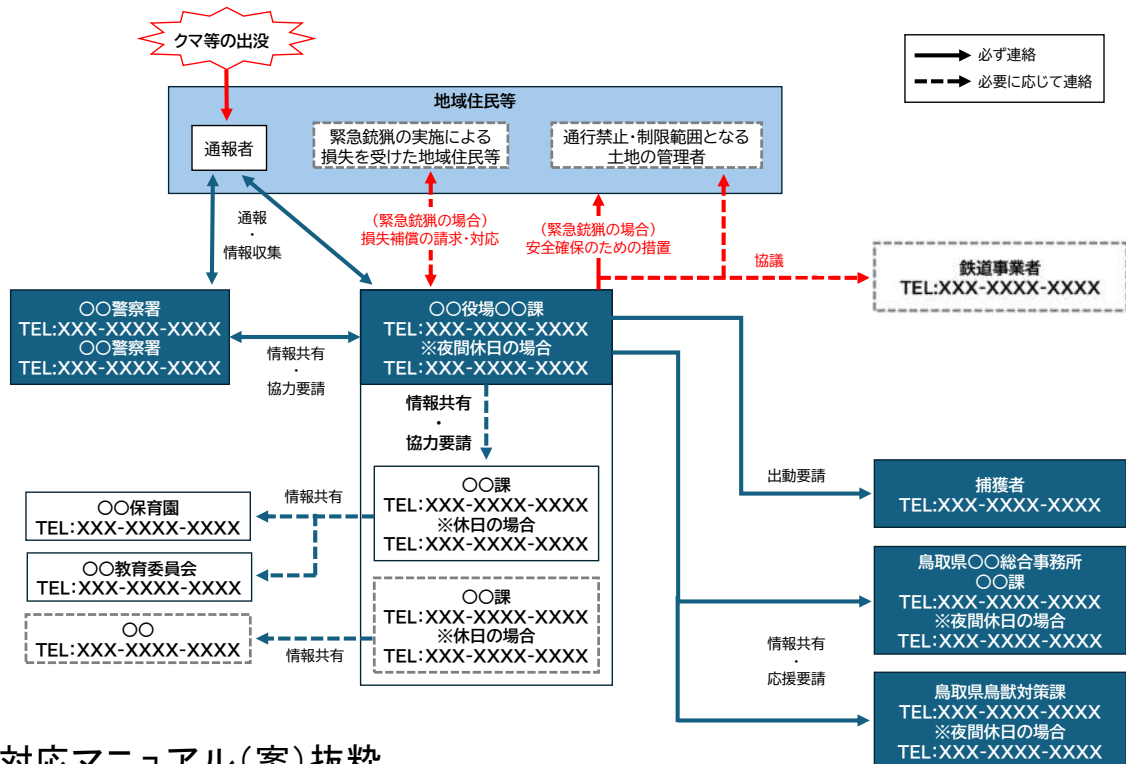
12月

県マニュアル策定
→関係者へ共有

令和8年2月

緊急銃猟ハンター育成講習会の開催

鳥獣対策課 0857-26-7500
(夜間休日 0857-26-7111)

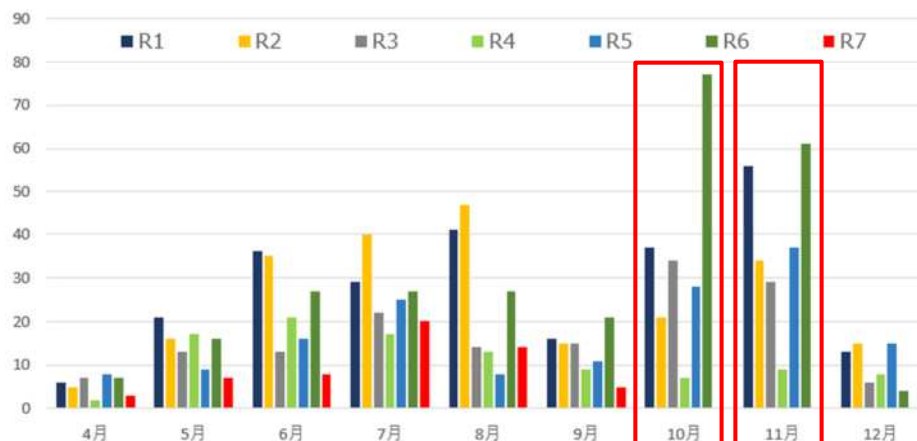


クマ等出没対応マニュアル(案)抜粋

11

県内の出没状況等

(R7の数値は9月末現在) (件数)														堅果類(ドングリ) 結実状況			
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ
R1	6	21	36	29	41	16	37	56	13	1	0	4	260	大凶作	並作下	並作上	並作下
R2	5	16	35	40	47	15	21	34	15	3	3	0	234	凶作	並作下	凶作	凶作
R3	7	13	13	22	14	15	34	29	6	0	1	2	156	豊作	並作上	並作上	凶作
R4	2	17	21	17	13	9	7	9	8	1	0	0	104	並作上	並作上	並作上	並作下
R5	8	9	16	25	8	11	28	37	15	2	4	1	164	凶作	並作下	並作下	並作下
R6	7	16	27	27	27	21	77	61	4	2	1	2	272	並作下	並作下	大凶作	凶作
R7	3	7	8	20	14	5							57	凶作	大豊作	並作上	並作下
東部	2	5	8	11	7	3							36	↑ ※9/13中間報告結果			
中部	1	1		2	1	1							6				
西部		1		7	6	1							15				



◆例年10～11月が出没増
◆9月には梨の食害も発生。
◆堅果類結実状況（9月速報値）では、県内に広く分布しているコナラは並作上
◆冬眠に備え、集落周辺の果樹園や放任果樹等がある場所へ、クマが出没する可能性がある。

12

市町村へのお願い

- クマが冬眠前に食べ物を探して動き回るとともに、キノコ採りや登山等、山野へ立ち入る機会が多くなることから、クマの出没や被害防止に関する注意喚起、情報提供をお願いします。
- 地域住民等からクマの目撃情報が寄せられた場合は、各総合事務所または鳥獣対策課、警察と情報共有し、人身事故発生を防止するため迅速に対応してください。

■観光客、地域の周辺住民、自治会、学校等関係者への注意喚起

■現地確認、自動車によるパトロール等の実施（クマがいることを想定し実施）

■出没情報のあった場所の周辺での看板設置等による注意喚起

■誘引物の撤去、動物用駆逐煙火での追い払いまたは有害捕獲

13

捕獲従事者へのお願い

シカ、イノシシを捕獲する捕獲従事者は、捕獲作業中にクマに遭遇しないよう、安全に配慮して捕獲作業を実施してください。

■わなの見回りは原則毎日行い、捕獲個体がクマを誘引しないように速やかに処理する。

■やぶの中など、見通しが悪い場所へのわな設置は避ける。

■見回り時は、クマが来ている可能性も想定して慎重に近づく。

■クマ撃退スプレー等を携行する。可能な限り複数人で見回りをする。

■わな周辺でクマの痕跡が確認された時は、わなの作動を停止する。

■クマの錯誤捕獲に備え、強度が十分なわなを使用する。

■くくりわなの根付は生木とし、直径は20cm以上のものとする。

■道など人通りがある場所付近へのわな設置は避ける。（通行者が同様の事故に遭う危険性があるため。クマに限らず、捕獲されたシカ・イノシシも危険）

14

きのこ採りや登山等の秋の行楽シーズンを迎え、山野へ立ち入る機会が多くなります。クマによる人身事故を防止するためには、クマと遭遇しないようにすることが最も重要です。

以下の点に注意してください。

- 果樹園では電気柵を適切に設置・運用する。利用しない木は除去（伐採）する。
- 生ゴミ、廃棄野菜・果実、食料品、ペットフード等の誘引物を屋外に放置しない。
（田畑、キャンプ時を含む）
- 山林近くでは、夕方から早朝にかけての一人での外出は避ける。（散歩、ランニング等）
- 山林近くでは、クマ鈴やラジオで音を出しながら行動する（クマに人の接近を積極的に知らせて回避）。
- クマと出会った場合は、慌てず背を向けずにゆっくり後退して、その場を去る。

人里、山の中に関わらず、クマを目撃したり、痕跡（足跡等）を発見したら、最寄りの市役所・役場か警察にお知らせください。出没情報を共有し、人身被害がおこらないようにするために必要です。